

新宿消费生活中心示意图

新宿消费生活センター案内図



新宿区立新宿消费生活中心

〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21
新宿区役所第二分庁舎 3 层
☎ 03-5273-3830

可以咨询者 在新宿区居住、工作、上学者
咨询日 星期一～星期五（节日等除外）
咨询时间 电话咨询 上午 9 点～下午 5 点
 前来咨询 上午 9 点～下午 4 点 30 分

不会日语的人，请与口译一起前来或电话联系。
或利用外国人咨询窗口（区政府本厅舍 1 楼
☎ 03-5272-5070）。

希望以母语电话咨询的人请电话联系东京都消费生活综合中心（☎ 03-3235-1155）。
咨询日 星期一～星期六（星期日、节假日、年末年初除外）
咨询时间 上午 9 点～下午 5 点

新宿区立新宿消费生活センター

〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21
新宿区役所第二分庁舎 3 层
☎ 03-5273-3830

相談できる方 新宿区在住・在勤・在学の方
相談日 月曜日～金曜日（祝日等を除く）
相談時間 电话咨询 午前 9 時～午後 5 時
 来庁相談 午前 9 時～午後 4 時 30 分

日本語が話せない人は、通訳者と一緒に電話または
おいでください。
あるいは外国人相談窓口（区役所本庁舎 1 楼
☎ 03-5272-5060）をご利用ください。

母国語で電話相談希望の人は東京都消费生活総合セン
ター（☎ 03-3235-1155）にお電話ください。
相談日 月曜日～土曜日（日曜・祝日・年末年始を除く）
相談時間 午前 9 時～午後 5 時

请注意消费者纠纷!

消費者トラブルに気を付けましょう!



为难之际，请先咨询。

困った時には、まず相談

☎ 03-5273-3830
新宿消费生活中心 消费生活咨询室

☎ 03-5273-3830
新宿消费生活センター 消费生活相談室

在每天的生活中，遇到合同纠纷与恶质商法受害等时，请不要独自苦恼，应尽快到消费生活中心进行咨询。

毎日の生活の中で、契約のトラブルや悪質商法の被害など、ひとりで悩まず、できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。

事例 1. 不动产合同等纠纷

事例 1. 不動産契約等のトラブル

- 搬迁之际，称是充作房间的修理费用，因而不返还押金。



- 引っ越しの際、部屋の修理代に充てるといって、敷金が返ってこなかった。

建议

- 就有关合同的重要事项，请事前认真询问，予以确认。
- 入居时与退房时应会同有关人士，就房间的状态予以确认，并拍照片等留存。
- 有关噪音与倒垃圾等，请认真理解相关规则并予以遵守。

アドバイス

- 契約の重要事項について、事前によく質問して確認しましょう。
- 入居時と退去時に立ち会って、部屋の状態を確認し、写真に撮るなどして残しておきましょう。
- 騒音や、ゴミ出しについてなど、ルールをよく理解して守るようにしましょう。

事例 2. 购买智能手机时

事例 2. スマートフォンの購入

- 因同时被推荐，于是购买了移动路由器等，但由于不使用，因而提出解约，结果被通知需要支付违约金。
- 虽然电话以外还有各种各样的功能，但不太了解其使用方法。



- モバイルルーターなどを同時に勧められて購入したが、使わないので解約を申し出たら、違約金が必要と言われた。
- 電話以外にいろいろな機能があるが、使い方がよくわからない。

建议

- 事前请认真确认合同内容，先搞清楚其含义。
- 购买时应该认真思考对自己来说真正需要的功能。

アドバイス

- 契約内容を事前にわかるまでよく確認しましょう。
- 自分にとって本当に必要とする機能をよく考えて購入しましょう。

事例 3. 请注意提防金融诈骗！

事例 3. 架空請求に気を付けて！

- 突然，从综合信息网站发来了自己都不记得的合同付款通知书邮件。
- 点击互联网的成人网站画像时，马上就出现付款通知的画面。



建议

- 绝对不要与发出付款通知者联系，一切应无视之。
- 付款通知的明信片与邮件等证据应予以保管。

アドバイス

- 請求元には絶対に連絡せず、一切無視しましょう。
- 請求のはがきやメールなどの証拠は保管してください。

- 突然、総合情報サイトというところから身に覚えのない契約の請求メールが届いた。
- インターネットのアダルトサイトの画像をクリックしたら、急に請求画面が出てきた。

何谓冷却期制度？

クーリング・オフって何？



所谓冷却期制度，是指上门销售等特定交易的情况下，在一定期间内（8天，可是也有例外）可以自由解除合同的制度。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内（8日、ただし例外もあり）ならば自由に契約を解除できる制度です。

冷却期制度的程序

- ① 在包括收到合同文书之日在内的 8 天以内（也有例外），予以书面通知（合同为信用支付时，还应通知信用会社）。
- ② 书写明信片，将两面复印，予以保管。
- ③ 以“特定记录邮递”或“简易书留（挂号）”寄出。
- ④ 也可通过电子方式（如：邮件、销售方在线专栏、传真等）进行通知。
- ⑤ 支付的钱款全额返还。商品的取货费用由企业负担。

クーリング・オフ制度の手順

- ① 契約書面を受け取った日を含めて 8 日以内（例外もあり）に、書面で通知します。（クレジット払いで契約した場合は、クレジット会社にも通知）
- ② ハガキに書いて両面をコピーし、保管します。
- ③ ハガキを「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- ④ 電子通知（例：メール、販売元オンラインフォーム、FAX など）による通知も可能です。
- ⑤ 支払ったお金は全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

通知的书写方法（例）

○年○月○日，与贵公司的营业员○○签署了○○的购买合同，但现在予以解除。
请尽快将商品取回为盼。
请将支付的○○日元尽快予以返还为盼。

○年○月○日
〒○○○-○○○
地址 ○○区○○町○-○-○
姓名 ○○○○

通知の書き方（例）

○年○月○日、貴社のセールスマン○○と○○の購入契約をしましたが、解除します。
なお、商品は早急に引き取ってください。支払った○○円は至急返金してください。

○年○月○日
〒○○○-○○○
住所 ○○区○○町○-○-○
氏名 ○○○○

有关可以实施冷却期制度的情况、期间等，具体可以向消费生活中心咨询。

クーリング・オフができる場合・期間など、詳しくは消費生活センターへ